

令和 2 年第 1 回 農業委員会 総会 議事録

令和 2 年 1 月 7 日
宮崎市農業委員会

1. 日 時 令和2年1月7日(火)

午後3時0分開会

2. 場 所 第四庁舎9階会議室

3. 付議事件

[議 案]

議案第1号 農地法第3条第2項第5号の規定による農地の権利取得後の下限面積
の設定について

議案第2号 農地法第3条許可について

議案第3号 農地法第4条許可について

議案第4号 農地法第5条許可について

議案第5号 非農地証明について

議案第6号 農用地利用集積計画の決定について

議案第7号 贈与税の納税猶予に関する適格者証明願について

議案第8号 農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について

[報 告]

報告第1号 宮崎市農業委員会事務局規程の改正について

報告第2号 専決処分の報告について(農地法第4条第1項第8号)

報告第3号 専決処分の報告について(農地法第5条第1項第7号)

報告第4号 専決処分の報告について(農地法第4条第1項本文)

報告第5号 専決処分の報告について(農地法第5条第1項本文)

報告第6号 申請の取り下げ・許可書等の返戻について

報告第7号 相続等による権利移動について(農地法第3条の3)

4. 出席委員

1 番 日 高 隆 志	2 番 岡 武 義	3 番 久保田 章 生
4 番 井 野 義 美	5 番 鬼 塚 健 太	6 番 川 越 定 光
7 番 松 元 明 彦	8 番 川 崎 和 久	9 番 松 田 実
10 番 長 友 紘 子	11 番 川 崎 正 信	12 番 川 越 正 彦
13 番 茜ヶ久保 加 代	14 番 持 原 義 信	15 番 小 倉 俊 博
16 番 片 上 英 行	17 番 比 惠 島 章 之	18 番 川 越 達 也
19 番 秋 山 広 美	20 番 前 田 峰 子	21 番 中 村 和 寛
22 番 外 蘭 香	23 番 井 田 勝 美	

5. 欠席委員

24 番 小 玉 利 光


6. 事務局出席者


局 長	日 高 国 弘	農地調整係長	稗 苗 茂 樹
次 長	西 領 敏 一	農地調整係主任主事	押 川 恭 範
次長補佐兼総務係長	小 谷 健 二		
総務係主事	加 野 歩 夢		
総務係主事	平 下 拓 実		
総務係主事	石 橋 里 彩		

7. 市長部局出席者

な し

署名委員

議長 松田 英 

委員 長友 紘子 

委員 小倉 俊博 

午後 3 時 0 分開会

○議長（松田） これより令和 2 年第 1 回宮崎市農業委員会総会を開会いたします。

本日は、24 番小玉利光委員から欠席の届出がありました。定足数に達しておりますので、総会は成立いたします。

それでは、まず、本日の議事録署名委員を指名いたします。

議事録署名委員は、10 番長友紘子委員、15 番小倉俊博委員を指名いたします。

それでは、日程第 2、議案審議ですが、議案全般につきまして、事務局次長に説明をいたさせます。

○事務局（西領） 本日の日程でございますが、お手元に総会の会期及び議事日程等を配付させていただいております。

議案につきましては、特別な事情がない限りは、これまでどおり 1 ページごとの審議でお願いしたいと考えております。

それでは、提出議案について御説明いたします。

議案書表紙の裏面をごらんください。本日は 8 議案の御審議をお願いいたします。

まず、議案第 1 号「農地法第 3 条第 2 項第 5 号の規定による農地の権利取得後の下限面積の設定について」は 1 件、次に、議案第 2 号「農地法第 3 条許可について」は 9 件、議案第 3 号「農地法第 4 条許可について」は 1 件、議案第 4 号「農地法第 5 条許可について」は 33 件、議案第 5 号「非農地証明について」は 2 件、議案第 6 号「農用地利用集積計画の決定について」は 128 件、議案第 7 号「贈与税の納税猶予に関する適格者証明願について」は 1 件、議案第 8 号「農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について」は 1 件、以上、審議件数は 176 件となっております。

なお、農地法第 3 条及び農用地利用集積計画による担い手への農地集積面積は、38 万 6,915.50 平方メートルでございます。そのうち、委員のかかわりによる農地集積面積は、36 万 5,102.50 平方メートルでございます。

説明は以上でございます。御審議方よろしくお願いいたします。

○議長（松田） これより議案審議に入ります。

議案第 1 号農地法第 3 条第 2 項第 5 号の規定による農地の権利取得後の下限面積の設定について、1 ページを議題とします。

○事務局（押川） 議案第1号農地法第3条第2項第5号の規定による農地の権利取得後の下限面積の設定について説明いたします。

農地法第3条の許可を得て農地の権利を取得しようとする者は、農地法第3条第2項第5号の規定により、原則50アール以上の農地を耕作することが許可に必要な要件となっております。

この規定の中で、例外的に、下限面積を各農業委員会で独自に設定できるとなるとされております。

それは、農業委員会が、農林水産省令で定める基準に従い、市町村の区域内の全部又は一部について、基準の範囲内で別段の面積を設定し、公示した場合です。

また、農林水産省の通達「農業委員会の適正な事務実施について」により、農業委員会は、毎年、下限面積の設定又は修正の必要性を検討することとなっております。

そこで、本年初めに、令和2年の宮崎市における農地法第3条の規定による農地の権利取得後の下限面積について審議させていただくものです。

農林水産省令で定める基準については、農地法施行規則第17条に規定されており、その基準の主なものは、面積を設定しようとする区域が自然的経済的条件から見て、営農条件がおおむね同一の区域と判断されること、設定面積はアール単位とし、最低でも10アール以上であること、設定した区域内における下限面積未達の経営体数が全体の40%を下回らないことです。

それでは、宮崎市全体で下限面積を設定する場合について説明します。

議案の参考資料をごらんください。

農林水産省から、経営体数の把握については、農林業センサスを活用するよう示されております。2015年農林業センサスによりますと、宮崎市内で50アール未満の耕作面積の経営体数は、全経営体数の21.3%しかありません。農林水産省令の基準に従いますと、50アール未満で下限面積を設定することはできないこととなります。よって、従来どおり下限面積を50アールに設定することについて御審議をお願いするものでございます。

また、以上の基準のほかに、当該設定区域内に遊休農地が相当程度存在すること、50アール未満の農地を耕作する者が増加しても地域の営農に支障がないこと、この2

つの要件に該当する場合は、先ほどの3つの基準にかかわらず、新規就農を促進するため、適当な面積を設定することも可能となっております。県内市町村の中には、この規定により、空き家バンクに附属する特定の農地に限定して、下限面積を設定しているような例もございます。

最初に説明した基準については、経営体数の把握について農林業センサスを活用するよう示されており、本年度に農林業センサスが実施されることから、その結果によっては、次年度以降、50アールを下回る下限面積を設定する可能性もございます。

また、2つ目の基準に従い、今後、宮崎市内全体または一定の区域において、新規就農を促進するために、適当な下限面積を設定することも可能かと思われませんが、区域の設定をどうするのか、また具体的な下限面積の数値をどうするのか等については、今後、各地域や地区での慎重な話し合いを経た上で、総会で審議を行うことが必要かと思われます。

以上、御審議方よろしくお願いたします。

○議長（松田） 事務局の説明は以上のとおりですが、御意見ございませんか。

○14番（持原委員） 今、説明がありましたけれども、現在、新規就農者は、ハウスの場合、20アール以上なら新規就農の資格も取れるということでした。これ以上、下限面積が大きくなるということになると、なかなか新規就農の方たちも就農しにくいのではないのでしょうか。初めて就農するのに30アール以上とかいうことになると、なかなか難しいところもあるのではないかなと思います。

○事務局（押川） ただいまの御質問について説明いたします。

まず、農地法第3条によって農地の権利を取得する場合についてですが、50アールに満たない場合でも権利を取得できる場合があることとされております。それが先ほど持原委員が言われた集約的農業、つまり権利の取得後における耕作の内容が花卉・野菜等の栽培で、かつその経営がハウス園芸等集約的に行われる場合であると認められるときには、50アールに満たなくても許可できることとされております。

それから、新規就農者の話ですが、新規就農者の多くは認定新規就農者の認定を受けられると思われますが、そういった方については、農業経営基盤強化促進法を用いて権利の取得を行うことがほとんどだと思われます。農業経営基盤強化促進法については、

特に下限面積の定めはありませんので、そちらを利用することになるかと思われます。
以上です。

○14 番（持原委員） わかりました。ありがとうございます。

○議長（松田） ほかにございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松田） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（松田） 全会一致、承認することに決しました。

議案第 2 号農地法第 3 条許可について、2 ページから 3 ページの 4 番までを議題と
します。

○事務局（押川） 農地法第 3 条許可について説明いたします。

農地法第 3 条許可の審議につきましては、農地法第 3 条第 2 項各号に規定する許可
基準に合致するかどうかを審査しています。今回、係る基準を充足すると認められた
案件について申請を受理し、議案として上程しております。

なお、認定農業者等が受人となっている案件については、その旨を備考欄に記載し
ております。

今回、2 名の認定農業者が基盤強化促進法ではなく、3 条申請となりました。3 ペー
ジの 6 番と 8 番が該当しますが、6 番が売買価格が地域の相場より低かったこと、8
番は売買価格が地域の相場より高かったことから、3 条申請を選択した案件となって
おります。

それでは、主な案件について説明いたします。

番号 2 をごらんください。

受人の経営面積は 4,382 平方メートルとなっておりますが、今回の申請で総経営面
積が 5,172 平方メートルとなり、法第 3 条の農地の権利取得者としての要件を満たす
ことから、申請を受理し、議案として上程しております。

なお、同様に、今回の申請で、総経営面積が 5,000 平方メートルを上回る案件は、
2 ページの番号 4、3 ページの番号 5、番号 7 がございます。

以上、御審議方よろしく申し上げます。

○議長（松田） 事務局の説明は以上のおりですが、御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松田） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（松田） 全会一致、それぞれ許可することに決しました。

次に、3ページから4ページの8番までを議題とします。

御意見ございませんか。

○議長（松田） 御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松田） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（松田） 全会一致、それぞれ許可することに決しました。

次に、4ページを議題とします。

御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松田） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（松田） 全会一致、それぞれ許可することに決しました。

議案第3号農地法第4条許可について、5ページを議題とします。

○事務局（押川） 農地法第4条許可について説明いたします。

農地法第4条許可につきましては、法第4条第2項各号に規定する許可基準であります、転用事業に係る位置やその事業規模、事業の実現可能性などに適合するか否かについて審査しています。審査に当たり、農地区分は事務局として記載のとおり判断し、係る基準を充足すると認められたため、申請を受理し、議案として上程しており

ます。

以上、御審議方よろしく申し上げます。

○議長（松田） 事務局の説明は以上のおりですが、御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松田） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（松田） 全会一致、それぞれ許可相当とすることに決しました。

議案第4号農地法第5条許可について、6ページから7ページの3番までを議題とします。

○事務局（押川） 農地法第5条許可について説明いたします。

農地法第5条許可につきましては、法第5条第2項各号に規定する許可基準であります、転用事業に係る位置やその事業規模、事業の実現可能性等に適合するか否かについて審査しています。審査に当たり、農地区分は事務局として記載のとおり判断して、一時転用を含め、係る基準を充足すると認められたため、申請を受理し、議案として上程しております。

それでは、主な案件について説明いたします。

番号1をごらんください。

申請人のうち、渡人は国富町在住の農家、受人は宮崎市古城町に本拠を置く土木建築業などを営む法人です。

本日、お手元に「農地法第5条許可資料」を配付しております。

1ページに位置図、2ページに航空写真、3ページに利用計画図を掲載しておりますので、御参照ください。

申請地は、1ページの位置図のとおり、宮崎市清武町にあります宮崎市立大久保小学校から南西に約600メートルの場所に位置する土地です。本案件は、申請地を露天資材置場及び露天駐車場として利用するため、申請に及んだものです。

申請地の農地区分は、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い小集団の農地で「第2種農地」となっております。

2ページの航空写真をごらんください。申請地の周囲は一部農地と接しておりますが、周囲にブロックを積み土砂の流出を防止し、雨水は地下浸透で処理することから、周辺農地への影響はないものと思われまゝす。その他の許可基準も充足していることから、議案として上程しております。

次に、番号2をごらんください。

申請人のうち、渡人は宮崎市大字跡江在住の農家、受人は宮崎市生目台西3丁目に本拠を置く土木工事業などを営む法人でございます。申請地は、宮崎市大字跡江にあります宮崎市立跡江保育所から東に約400メートルの場所に位置する土地です。本案件は、農地法の許可を得ずに、申請地を宮崎市発注の排水溝整備工事に伴う「露天資材置場」などとして一時利用していたことから、追認申請に及んだものです。

申請地は、周辺農地の広がりから「第1種農地」となりますが、不許可の例外である「一時転用」に該当しております。申請地の周囲は一部農地と接しておりますが、新たな造成などは行わず、雨水は地下浸透及び道路側溝へ放流し処理することから、周辺農地への影響はないものと思われまゝす。その他の許可基準も充足していることから、追認もやむを得ないものと判断しております。

なお、同様の「農用地区域」及び「第1種農地」で「一時転用」に該当している案件は、6ページの番号3、7ページの番号4、番号6がございます。

また、そのほかの案件においても追認申請がございますが、始末書の提出もあり、立地基準・一般基準を満たしていることから、追認もやむを得ないものと判断しております。

以上、御審議方よろしくお願ひします。

○議長（松田） 事務局の説明は以上のとおりですが、御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松田） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（松田） 全会一致、それぞれ許可相当とすることに決しました。

次に、7ページを議題とします。

○事務局（押川） 番号5をごらんください。

申請人のうち、渡人は宮崎市大字長嶺在住の個人2名、受人は長嶺自治会です。申請地は、宮崎市大字浮田にあります宮崎市立生目南中学校から西に約1.2キロメートルの場所に位置する土地です。本案件は、農地法の許可を得ずに、申請地を隣接する県管理の土地と一体的に広場として利用していたことから、追認申請に及んだものです。

なお、申請地及び一体利用されている県管理の土地は、近くを流れる大谷川の河川改修工事が行われた際の残地であり、長年、長嶺地区の住民の憩いの場として利用されてきました。申請地の管理はこれまでも自治会で行ってきましたが、個人名義の土地となっていることから、今後は自治会名義で適正に管理することを目的に申請に至ったものです。

申請地の農地区分は、周辺農地の広がりから「第1種農地」となっておりますが、不許可の例外である「農業従事者の良好な生活環境を確保するための施設」に該当しております。申請地は直接農地とは接しておらず、周辺の農地への影響はないものと思われます。その他の許可基準も充足していることから、議案として上程しております。

以上、御審議方よろしく申し上げます。

○議長（松田） 事務局の説明は以上のとおりですが、御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松田） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（松田） 全会一致、それぞれ許可相当とすることに決しました。

次に、8ページから9ページの10番までを議題とします。

○事務局（押川） 番号7をごらんください。

申請人のうち、渡人・受人ともに新富町在住の個人で親子です。申請地は、宮崎市佐土原町下田島にあります日向大橋の南詰から南東に約800メートルの場所に位置する土地です。本案件は、申請地に一般個人住宅を建築したく申請に及んだものです。

なお、申請地は、農地法の許可を得ずに、駐車場などとして利用していたことから、始末書付きの案件となっております。

申請地の農地区分は、周辺農地の広がりから「第1種農地」となりますが、不許可の例外である「集落接続」に該当しております。申請地は一部農地と接しておりますが、周囲にブロックが設置してあり、雨水は道路側溝へ放流し処理、また生活排水は浄化槽を設置し処理することから、周辺農地への影響はないものと思われまます。その他の許可基準も充足していることから、議案として上程しております。

なお、同様の「第1種農地」で「集落接続」に該当している案件は、8ページの番号8、番号9、番号10、9ページの番号11がございます。

以上、御審議方よろしく申し上げます。

○議長（松田） 事務局の説明は以上のとおりですが、御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松田） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（松田） 全会一致、それぞれ許可相当とすることに決しました。

次に、9ページを議題とします。

御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松田） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（松田） 全会一致、それぞれ許可相当とすることに決しました。

次に、10ページを議題とします。

御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松田） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(松田) 全会一致、それぞれ許可相当とすることに決しました。

次に、11 ページを議題とします。

御意見ございませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(松田) 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(松田) 全会一致、それぞれ許可相当とすることに決しました。

次に、12 ページを議題とします。

御意見ございませんか。

○15 番(小倉委員) 申請番号 22 番の賃料を教えてください。

○事務局(押川) 月額 10 万円となっております。

○15 番(小倉委員) ありがとうございます。

○議長(松田) ほかにございませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(松田) 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(松田) 全会一致、それぞれ許可相当とすることに決しました。

次に、13 ページを議題とします。

御意見ございませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(松田) 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(松田) 全会一致、それぞれ許可相当とすることに決しました。

次に、14 ページを議題とします。

御意見ございませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(松田) 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(松田) 全会一致、それぞれ許可相当とすることに決しました。

次に、15 ページを議題とします。

御意見ございませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(松田) 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(松田) 全会一致、それぞれ許可相当とすることに決しました。

なお、農地法第5条許可申請で許可相当となりました案件のうち、番号1番につきましては、1月14日開催予定の県農業会議の常設審議委員会に諮問します。

議案第5号非農地証明について、16 ページを議題とします。

○事務局(稗苗) 議案第5号非農地証明について説明いたします。

この非農地証明につきましては、登記簿の地目が農地または農地台帳に登載されている農地で現況が非農地化していることを証明するものです。

非農地化の事由として、主に、昭和27年の農地法施行以前から農地以外の土地であること、10年以上耕作放棄され将来的にも農地としての利用が困難な土地、周囲の状況から見て、その土地を農地として復元しても利用することができないと見込まれる場合があります。

それでは、2件の案件について御説明いたします。

申請番号1は、登記簿地目が田であります。現況は10年以上耕作放棄された様相で、原野化しております。

また、申請番号2は、登記簿地目が畑であります。現況は10年以上耕作放棄された様相で、山林化しております。

これらのことから、これらの案件は非農地証明の認定基準に合致しております。

なお、この案件につきましては、12月19日に地元農業委員と現地調査を行い、現況が農地でないことを確認しております。

以上、御審議方よろしくお願いたします。

○議長（松田） 事務局の説明は以上のおりですが、御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松田） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（松田） 全会一致、承認することに決しました。

議案第6号農用地利用集積計画の決定について、17ページから82ページまでの利用権設定分を議題とします。

○事務局（石橋） 議案第6号農用地利用集積計画の申出につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号に規定されております、市の基本構想に適合することや、農地の効率的利用、農作業の常時従事などの各要件を満たしていると考えられるため、今回、議案として上程するものでございます。

中間管理による貸借につきましては、17ページの番号1番から41ページ1の番号47番までの47件でございます。

利用権設定につきましては、42ページの番号1番から82ページの番号70番までの70件でございます。

内訳といたしましては、使用貸借権の再設定が16件、新規設定が12件、賃借権の再設定が10件、新規設定が23件となっております。

78ページの番号62番から82ページの番号69番までの8件は、宮崎中央農業協同組合が行う農地利利用集積円滑化事業により転貸するものでございます。

また、82ページの番号70番につきましては、農地中間管理機構が行います特例事業によるもので、後ほど説明します88ページの番号81番により、農地中間管理機構である公益社団法人宮崎県農業振興公社が農地を買い受け、買い手候補者に最長4年10カ月間、農地を貸し付けた後に農地を売り渡すものでございます。

以上、御審議方よろしくお願ひいたします。

○議長（松田） 事務局の説明は以上のとおりですが、御意見ございませんか。

○21番（中村委員） 農地中間管理機構を使って貸し借りする案件は、「予定作物：なし」と全部なっていますが、なぜこうなるのですか。

○事務局（石橋） ここで諮っておりますのは、所有者から農地中間管理機構に農地を貸し付ける案件でありまして、農地中間管理機構から農地を借りる方につきましては、今後、県で公告を行いますので、今の段階では予定作物を「なし」と記載させていただいております。以上です。

○事務局（西領） 補足で説明させていただきます。まず流れとしては、所有者から農地中間管理機構に貸し付けをして、その後、農地中間管理機構から新たな担い手農家に貸し出すということになります。今回は所有者から農地中間管理機構のほうに貸し出すという案件ですので、作物名は入れていないということで御理解いただきたいと思います。今後は農地中間管理機構の事業で、機構のほうから担い手農家に貸し出すという手続をされることになっております。説明は以上です。

○20番（前田委員） 利用権設定の2番の案件ですけれども、雑種地とか山林原野、用悪水路とかいう地目が入っていて、こういう条件で農地中間管理機構が借り上げてくれるのでしょうか。通常ですと、条件が悪いと農地中間管理機構は絶対預かってくれません。それをこういう条件なのに借り上げているというのは、何か利用する価値があるのか、そこをお聞きしたいと思います。

○事務局（石橋） 今回上がっております高岡の案件につきましては、この場所が圃場整備地内ということで、農地中間管理機構のほうに借り受けていただくということになっております。以上です。

○事務局（西領） 補足で説明させていただきます。この地区は、圃場整備は終了していますが、換地手続きは終了していないため、従前地の地番と地目になっています。しかし、実際は圃場整備が終了していますので、現状は全て農地となっています。しかし、現段階で貸し借りをするときには従前地でしか貸し借りができないため、従前地の地目を表示させていただいております。

○議長（松田） ほかにございませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(松田) 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(松田) 全会一致、それぞれ決定することに決しました。

次に、83 ページから 88 ページの所有権移転分を議題とします。

○事務局(石橋) 農用地利用集積計画の申出のうち、所有権移転につきましては、83 ページの番号 71 番から 88 ページの番号 81 番までの 11 件でございます。

また、88 ページの番号 81 番につきましては、先ほど説明いたしました 82 ページの番号 70 番と関連し、公益社団法人宮崎県農業振興公社が買い受け、一時貸し付けの後に売り渡す農地中間管理事業の特例事業によるものでございます。

以上、御審議方よろしくお願いたします。

○議長(松田) 事務局の説明は以上のとおりですが、御意見ございませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(松田) 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(松田) 全会一致、それぞれ決定することに決しました。

議案第 7 号贈与税の納税猶予に関する適格者証明願について、89 ページを議題とします。

○事務局(平下) 贈与税の納税猶予に関する適格者証明願の申請がございましたので、御説明いたします。

議案書 89 ページから 91 ページをごらんください。

願出人は、大字糸原に在住の個人で、主に水稻と露地野菜を栽培される農家であります。農地 2 筆、田 4,596 平方メートルにつきまして、贈与税の納税猶予を受けたいということでございます。

農地の生前一括贈与による贈与税の納税猶予につきましては、農家の人が生前にその推定相続人である農業後継者の 1 人に対して農地を全部一括して贈与した場合に、

贈与者か受贈者の死亡日まで贈与税が猶予され、死亡時に免除される制度でございます。贈与者の要件といたしましては、贈与するまで3年以上、引き続き農業を営んでいた個人であります。また、受贈者の要件は4つございまして、贈与者の推定相続人のうちの1人であること、受贈時に18歳以上であること、受贈時まで3年以上農業従事者の経験があること、受贈後も速やかに農業経営を営むことの4つの要件を全て満たす者に限られており、本案件はこれらの要件を全て満たしていると考えられるため、議案として上程するものでございます。

なお、贈与後の耕作状況によって、納税猶予の全部または一部が打ち切られる場合がございます。

以上、御審議方よろしく申し上げます。

○議長（松田） 事務局の説明は以上のとおりですが、御意見ございませんか。

○7番（松元委員） 90ページの下のほう、令和元年1月7日提出とありますが、贈与を受けた日は令和元年7月3日ですので、日付の説明をお願いします。

○事務局（平下） 令和2年1月7日提出に訂正させていただきます。大変失礼いたしました。

○議長（松田） ほかにございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松田） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（松田） 全会一致、承認することに決しました。

議案第8号農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について、92ページを議題とします。

○事務局（小谷） 議案第8号農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について御説明いたします。

お手元の別紙をごらんください。

皆様御承知のとおり、昨年、他県におきまして、農業委員会会長が農地転用に係る収賄容疑で逮捕されるという不祥事が続けて発生いたしました。このため、昨年11

月 28 日に開催されました全国農業委員会会長代表者集会におきまして、農業委員会の委員等の綱紀保持に関する申し合わせを決議し、改めて農業委員会組織として綱紀粛正の徹底を図っていくことが確認されました。

今回の申し合わせ決議を踏まえ、宮崎市農業委員会といたしましても、議案にありますとおり、申し合わせ決議をすることといたしましたので、読み上げさせていただきます。

農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について

私たち農業委員、農地利用最適化推進委員は、農業者の公的な代表機関である農業委員会組織の一員として、法令に則り適正に農地制度を運用し、農地利用の最適化を実現する責務を負っている。

特に、農地制度に基づく許認可に係る事務については、個人情報に接することも多く、公平・公正な運用はもちろんのこと、個人情報保護も徹底しなければならない。

私たち農業委員、農地利用最適化推進委員は、高い倫理観を持ち、法令遵守を徹底するため、下記事項についてここに申し合わせ、決議する。

記

1. 農業委員会が担っている職務と責任を改めて自覚し、法令に則り適正に農地制度を運用すること。特に、農業委員会法第 31 条の議事参与の制限、同第 33 条の議事録の公表を適切に実施して、農業委員会の議事の公正さを確保すること。

2. 農業委員、農地利用最適化推進委員としての高い倫理観を維持し、法令遵守を徹底するための研修等を実施すること。

令和 2 年 1 月 7 日

宮崎市農業委員会

以上、御審議方よろしくお願ひいたします。

○議長（松田） 事務局の説明は以上のとおりですが、御意見ございませんか。

○23番（井田委員） 例えば農地の売買等の案件が、総会で承認され、地域の人に「あそこはもう売れたんだろう。誰が買ったんだろう」と聞かれた場合には、総会が終わった後だったら答えてもいいんですか。言わないほうがいいんですか。

○事務局（小谷） お尋ねの件につきまして、通常、農業委員会総会は公の場でございます。その中で決定された事項でございますが、価格等につきましては、公表することはできないだろうと思われまふ。ただし、農地の買い手が決定したことを言われることについては、問題はないと思ひます。以上です。

○23番（井田委員） わかりました。

○議長（松田） ほかにございませぬか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松田） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（松田） 全会一致、決議することに決しました。

これより報告案件を議題とします。

事務局次長に説明を求めます。

○事務局（西領） 本日の報告案件につきまして御説明いたします。

報告書表紙の裏面をごらんください。

まず、報告第1号「宮崎市農業委員会事務局規程の改正について」御説明させていただきます。

1ページをごらんください。

今回、宮崎市農業委員会事務局規程を改正いたしました。主に農地法の一部改正に伴うものでございます。

下段の表、規程の第8条、局長の専決事項を定めた（10）の箇所でございます。

農地法の一部改正により、市街化区域の転用届出について、農地法第4条第1項第

7号が第8号に、農地法第5条第1項第6号が第7号に、条文がずれ込んだことによるものでございます。

あわせて、農地法関係事務処理要領と整合させ、農地法第3条第1項第14号の2、第3条の3を局長の専決事項に追加しており、農地法第3条第1項第14号の2は、農地中間管理機構が、農業委員会に届け出て、農地中間管理事業の実施により農地中間管理権を取得する場合があります。第3条の3は、相続等で農地又は採草放牧地を取得した場合の届出であります。

報告第1号「宮崎市農業委員会事務局規程の改正について」の説明は以上でございます。

それでは、提出議案の件数等につきまして御説明いたします。

引き続き、議案書表紙の裏面をごらんください。

報告第1号は、「宮崎市農業委員会事務局規程の改正について」でございますが、その数1件でございます。

報告第2号は、農地法第4条第1項第8号に係る「専決処分の報告について」でございます。その数1件でございます。

報告第3号は、農地法第5条第1項第7号に係る「専決処分の報告について」でございます。その数22件でございます。

報告第4号は、農地法第4条第1項本文に係る「専決処分の報告について」でございます。その数4件でございます。

報告第5号は、農地法第5条第1項本文に係る「専決処分の報告について」でございます。その数31件でございます。

報告第6号は、「申請の取り下げ・許可書等の返戻について」でございます。その数3件でございます。

報告第7号は、「相続等による権利移動について」でございます。その数8件でございます。

なお、報告第2号、第3号につきましては、局長の専決処分により受理されたもので、備考欄に専決日を記載しております。

第4号、第5号につきましては、過去の総会において承認されたもので、それぞれ

会長の専決処分により許可されたものでございます。

報告は以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（松田） ただいま専決処分等につきまして報告がありましたが、御意見はございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松田） 御意見なければ、報告案件はこれにて終わります。

本日の総会はこちらをもって閉会してよろしいでしょうか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（松田） 御異議なしと認めます。よって、令和2年第1回宮崎市農業委員会総会を閉会いたします。

午後3時53分閉会